

令和5年度（2023年度） 岩戸中学校 部活動に係る活動方針

第1 部活動指導の目標

「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで生活習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな心と健やかな体を育むための資質・能力の育成を目指す。

- (1) 学校の教育活動の一環として、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む。
- (2) バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程と連携を図り、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるように、指導の工夫をしながら活動の充実を図る。

第2 部活動運営方針

1 指導・運営体制

(1) 部の設置

- ア 各部に所属する生徒数や教員数が減少し、チームに必要な人数がそろわない状況が生じてきている。今後の岩戸中学校の部活動が、円滑に運営できるように適正な数で設置する。
- イ 次のような状況が見られる部は、年度末にその存続について検討する。
 - 2年間入部がない（3年生が活動を終了した時点で部員がない）とき
 - 年度途中で部員が事情により、在籍がいなくなった部
 - 指導できる教員が不在で、なおかつ外部指導者等の協力が見込めない部
- ウ 現時点で新たな部を設置することはしない。ただし、情勢の変化が見られるときは、再度検討することもあり得る。

(2) 指導体制

- ア 校務全体を鑑み、教員の校務分掌、部活動外部指導者の派遣状況、部活指導員の配置状況を勘案したうえで、適切な指導体制の構築を図る。
- イ 部の設置はないが、大会等に参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度確認し、校長が判断をする

2 適切な指導の実施

(1) 部活動の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア オーバートレーニングや持続的な負荷によって発症する障害等の予防及びバランスのとれた学校生活を送れるように生徒の心身の健康管理に努める。

イ 施設・設備の点検や熱中症等の予防に努め、事故防止の徹底を図る。

ウ 体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 部活動顧問は、適切な部活動を推進するため、年間活動計画、月別活動計画を作成し、校長に提出する。

(3) 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。

3 休養日等の設定

オーバークラスや持続的な負荷によって発症する障害、バーンアウトなどを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

※ 休養日とは活動をしない日のことをいう。

(1) 毎週平日1日は休養日とする。土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。）

(2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 長期休業中においても、連続6日間の練習がないようにし、課業日と同様に休養日を設定する。ただし、大会等を含んでいる場合は、大会後に休養日を設定する。

(4) 校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上休養日を設けること、また、単一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設けることとする。

4 大会等の参加

週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮する。

校長は、上記を踏まえ、学校の部活動が参加する大会等を精査する。また、こうした取組を推進することについて、保護者や地域の理解と協力を促す。

令和5年度（2023年度）岩戸中学校 部活動年間指導計画

1 指導目標

生徒にとって望ましい部活動の環境づくりをし、心身共に成長できるよう計画的に進める。

- (1) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を踏まえ、学校全体として指導・運営に係る体制を構築する。
- (2) 生徒の多様な学びの場として、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むとともに、生徒の自主性・自発性を尊重した活動が行われるよう、指導を工夫する。

2 指導方針

- (1) 顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的で効率的な活動を実践する。
- (2) 年間を通じて、見通しを持った計画的な指導を行う。また、生徒や保護者とその計画を共有する。
- (3) 生徒の自主的、自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
- (4) 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「岩戸中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。

3 指導体制

- (1) 部活動顧問長は、校務分掌に位置付け、活動が円滑にできるように努める。
- (2) 同じ施設を使用する運動部にそれぞれ代表者1名をおき、活動場所の調整等を行う。
- (3) 今年度設置する部は次のとおりとする。
陸上・駅伝部、サッカー部、野球部、ソフトテニス部、バレーボール部、
バドミントン部、バスケットボール部、美術部、吹奏楽部
上記以外の運動部で横須賀市中学校体育連盟専門部にある種目への個人参加については保護者と相談の上、引率顧問が対応する。

4 年間活動計画

月	学校行事	対外行事	部活動に係る計画
4	始業式・入学式 学習状況調査 体力等調査	中総合開会式 中総合各種目競技	開会式練習 中総合壮行会 部長会（年間計画等）
5	メンタルトレーニング 部活動保護者集会 部活集会		
6	前期中間テスト 修学旅行	県総体ブロック大会	
7	三者面談 部活集会 夏季休業	県総体ブロック大会 県総体（相模原地区）	夏季休業中の活動計画作成
8	夏季休業		部長会
9	前期期末テスト	新人スポーツ大会	
10	前期終業式・後期始業式 市駅伝競走大会 運動会		
11	後期中間テスト（3年） 生徒会役員選挙 後期中間テスト（1, 2年）		
12	後期中間テスト（1, 2年） 三者面談 冬季休業		クリスマスコンサート 冬季休業中の活動計画作成
1	冬季休業 学年末テスト（3年）		
2	学年末テスト（1, 2年）		新入生保護者説明会
3	3年生を送る会 卒業証書授与式 修了式	↓	新年度の活動計画作成 春季休業中の活動計画作成

※「市民大会」の日程は、部活動によって異なります。

5 部活動に係る経費

- (1) 生徒会予算に「部活動費」を計上し、各部の所属人数や活動実態に応じて配当する。
- (2) 各部に所属する生徒の保護者から、部活動費を徴収することができる。その際、生徒・保護者の十分な理解を得るよう努める。
尚、徴収する部費は月額1,000円を上限とする。
- (3) 各顧問は、部活動に係る経費の収支について、年度末に校長に提出する。また、保護者から徴収した場合は、保護者あてに収支報告をする。

6 規約

次に示すものを「岩戸中学校部活動に関する規約」とし、これに基づいて全ての部において共通の運営をしていく。本規約は部長会、全部員集会、保護者説明会等を通じて、生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。また、活動の実態に即したものとなるよう、内容について毎年度協議する。

1 入部（退部）の手続き等

- (1) 入部（退部）を希望する生徒は、保護者の了承のもと、入部（退部）届を学校に提出する。
- (2) 新入生は、4月の仮入部期間に複数の部の活動を体験することができる。

2 活動日

- (1) 活動日は、平日は月曜日から金曜日までの中の4日、休日は土曜日・日曜日のいずれか1日を原則とする。
※ 状況に応じて連続で活動する場合は、校長と確認すること。
- (2) 定期テスト前の1週間（試験初日から起算）は活動しないことを原則とする。
- (3) 長期休業中の活動は、公式大会等の参加日を除いて、夏休みは20日間以内、冬休み・春休みは7日間以内を原則とする。
- (4) 長期休業中は、原則として連続6日の活動をおこなわない。ただし、全国・関東大会等の公式戦がある場合は、校長と確認して活動を行うことができる。
- (5) 月の活動予定表を管理職の決裁後に生徒及び保護者に配布する。尚、変更等が生じたときは速やかに管理職へ報告すること。

3 活動時間

- (1) 平日放課後の活動終了時間は次のとおりとする。
 - ・夏季（3月～9月） 17時45分まで
 - ・冬季（11月～1月） 17時00分まで※10月と2月は移行期間として17時15分まで
※公式大会・演奏会等の2週間前は30分間の延長を認める。
- (2) 休日・長期休業中は、年間を通じて3時間程度を原則とする。
※ 尚、大会日程等、各部の状況によって活動日や活動時間を変更する場合は、「岩戸中学校部活動に係る活動方針」に則り、月、学期、年間単位で調整し、適切な活動時間及び休養日を設定する。

4 活動場所

(1) 平日放課後の割り当て

- ア 陸上、サッカー、野球：グラウンド
- イ ソフトテニス：テニスコート
- ウ バスケット、バレーボール、バドミントン：体育館
- エ 美術：美術室
- オ 吹奏楽：音楽室

5 施設等の使用

(1) 部室の鍵は職員室内で管理し、部長（不在時は副部長）が借用、開錠、施錠を行う。下校時に顧問が点検する。

(2) 活動場所の使用前には安全を確認し、使用後は清掃をしてもとの状態に戻す。スプリンクラーや放送機器等は顧問が操作する。

(3) 部室で管理するものは、活動で使用する備品とし、個人が所有する用具等の保管は顧問と確認し、各自で責任をもって管理する。（活動に使う備品以外のものは持ち込まない。）

6 活動全般

(1) 活動中は、顧問及び指導者の指導のもとで活動する。部長は活動開始前と活動終了後に必ず顧問と連絡を取る。また、下校前にはミーティングを行う。

(2) 事故やけが、施設用具の破損等がないように十分注意する。万一事故等が起きた場合は、速やかに近くの教職員に連絡をする。

(3) 活動中、貴重品は部でまとめ、顧問に預ける。

(4) 活動時の服装は、本校の制服、体操服を原則とするが、各部の活動に応じてユニフォーム等の着用も認める。

(5) 下校時刻を守る。（下校時刻は活動終了の15分後とする。）

7 校外活動

(1) 校外の活動に参加する場合は、保護者承諾書を提出する。

(2) 会場等への移動時は、事故等に気を付けるとともに、公共のマナーを守る。特に公共交通機関を利用する際は、他の乗客の迷惑とならないよう注意する。

8 その他

(1) 各部の活動が本規約に則って行われているか、部長会で定期的に確認する。

(2) この規約を改訂する場合は、顧問会と部長会で協議する。

2023年4月1日